

利用認定の消滅届出について

利用認定後に下記の事由に該当した場合は、利用認定の消滅届出を行ってください。

消滅届出は、『乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書』をこども課に提出するか、『三木町こども誰でも通園制度 消滅届出』の電子申請フォームより行うことができます。



←電子申請は左記 QR コード
を読み取り申請できます。

消滅の事由	届出期限
町外へ転出となった※1	住民票の異動日が確定したときから1週間以内に
保育施設への施設の入園が決まった※2	当該施設入園日の1週間前まで
本事業を利用しなくなった	事由発生から1週間以内に

※1 町外転出時に消滅届出書の提出がない場合は、転出先で『こども誰でも通園制度 総合支援システム』（つうえんポータル）のアカウントを引き継ぐことができません。必ず提出ください。

※2 保育施設とは、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設をいいます。

一時預かり事業や認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く。）をご利用の子どもは利用可能です。